

## 〇つくば市産業創出支援補助金交付要綱

平成15年4月30日

告示第110号

(目的)

**第1条** この要綱は、技術の革新又は事業の拡張に取り組む中小企業者等に対し予算の範囲内で補助することにより、本市における産業及び雇用の創出を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げる者であつて、市内に事業所を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 前2号に掲げる者を構成員とするもの

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う中小企業者等をいう。

(補助金の種類)

**第3条** 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 展示会出展支援補助金
- (2) 技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金

(補助金の交付の内容)

**第4条** 補助金の交付の趣旨、補助要件、補助金額及び補助事業期間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とす

る。

(補助金の交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる提出書類を添付して同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不相当であると認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。

(1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。

(3) つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号)及びこの要綱の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(変更の申請)

**第7条** 補助事業者は、補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項について変更が生じたときは、速やかに補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金額及び補助事業期間の変更を伴わない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業変更承認書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は会計年度が終了する日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）に収支決算書及び支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 展示会出展支援補助金 次に掲げる書類

ア 宣伝又は商談状況の概要書

イ 出展状況を示す写真

(2) 技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金

ア 補助対象期間中の事業活動実績の概要書

イ 市税の納税証明書又は領収書の写し

(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金については、概算払により交付することができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

**第11条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の補助要件を欠くことになったとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第12条** 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助事業者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（報告又は調査）

**第13条** 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

## 附 則

（略）

### 別表第1（第4条関係）

#### 1 展示会出展支援補助金

項目	内容
交付の趣旨	自ら開発し、又は生産した製品等の宣伝又は商談のために展示会等に出展する中小企業者等に対し、その出展に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の販路拡大を促進し、産業の活性化を図る。
補助要件	次の各号のいずれにも該当する中小企業者等であること。 (1) 製品等の特徴的な部分の全てを、又は生産した製品等

	<p>の宣伝又は商談を目的として、国内又は国外で開催される展示会等に出展するものであること。</p> <p>(2) 出展する展示会等が、販売を主たる目的とする展示会等でないこと。</p> <p>(3) 一の年度において展示会出展支援補助金を受けていないこと。</p> <p>(4) 市内に本店を置いていること。</p> <p>(5) 市税の滞納がないこと。</p>
補助金額	<p>(1) 補助対象経費は、展示会等の出展に要した経費であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 展示会等に係る出展小間料</p> <p>イ 国外線の航空旅客運賃（最短経路をエコノミークラスで往復する運賃とし、最大2名までとする。）</p> <p>(2) 補助金額は、前号に規定する経費の総額の2分の1以内の額とし、次のア及びイに掲げる額を限度とする。</p> <p>ア 国内で開催される展示会等の場合 30万円</p> <p>イ 国外で開催される展示会等の場合 50万円</p>
補助事業期間	交付決定のあった日から補助事業完了の日まで

## 2 技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金

項目	内容
交付の趣旨	市内の産業競争力の強化及び雇用の拡大に寄与する技術系ベンチャー企業に対し、当該事業の用に供する新たな事業所の設置に要する経費の一部を補助することにより、研究学園都市にふさわしい産業の創出を促進し、産業の活性化を図る。
補助要件	次の各号のいずれにも該当する中小企業者等であること。

	<p>(1) 市内産業の競争力強化に寄与するライフサイエンス、ロボット、エネルギー、ナノテクノロジー、情報サービス及び環境分野に係る研究開発又は製造を行うこと。</p> <p>(2) 当該事業の実施方法及び資金計画等が適切であって、長期にわたり継続して事業活動を行うために必要な経営能力を有すること。</p> <p>(3) 市内に研究開発又は製造の拠点となる事業所を開設すること（申請日の属する年度の前年度の4月1日以後の開設に限る。）。</p> <p>(4) 過去に技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金の交付を受けていた期間が累計36か月を超えないこと。</p> <p>(5) 過去に累計300万円を超える技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金及び賃貸型企業立地推進奨励補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 補助事業期間終了後も引き続き市内で研究開発又は製造を行う見込みがあること。</p> <p>(7) 自ら賃貸借の契約をすること。</p> <p>(8) 貸主と利害関係者でないこと。</p> <p>(9) 研究開発又は製造を行うために必要となる法令を順守していること。</p> <p>(10) 市税の滞納がないこと。</p>
補助金額	<p>(1) 補助対象経費は、事業所の月額賃料（共益費及び光熱水費を除く。）とする。</p> <p>(2) 補助金額は、前号に規定する経費の額とし、100万円を限度とする。</p>

補助事業期間	交付決定のあった日の属する月の翌月から当該交付決定のあった月の属する年度の3月まで
--------	---

別表第2（第5条関係）

補助金の種類	申請期間	提出書類
展示会出展支援補助金	4月1日から翌年2月末日まで	(1) 出展状況を明らかにする書類 (2) 事業計画書 (3) 法人登記事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し） (4) 最新の決算書の写し (5) 市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請書を提出する日の30日以前に発行されたものに限る。）
技術系ベンチャー企業立地推進奨励補助金	4月1日から4月30日まで及び必要に応じて市長が別に定める期間	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書の写し (3) 法人登記事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し） (4) 市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請書を提出する日の30日以前に発行されたものに限る。） (5) 事業実施に必要な許認可証の写し